

民間資金等活用事業推進委員会第19回総合部会（概要）

日 時：平成19年9月21日（金）10：00～12：00

会 場：中央合同庁舎4号館共用第3特別会議室

出席者：山内部会長、前田部会長代理、碓井委員、高橋委員、伊藤専門委員、
小幡専門委員、小林専門委員、土屋専門委員、松本専門委員、
三井専門委員、光多専門委員、美原専門委員、宮本専門委員

事務局：赤井民間資金等活用事業推進室長、町田参事官、後藤補佐

議事概要：

（1）PFIの課題に関する今後の方向性について

事務局より、資料に基づき説明。

事務局から、まず過去の総合部会での委員、専門委員の発言とヒアリングでの意見をまとめた資料1「委員及びヒアリング対象者より提起されたご意見等」の説明がなされた。「現状についての認識」について触れた後、「要求水準の明確化」、「標準契約の推進」等12項目の個別の課題についての詳細な説明がなされた。

引き続き、本年8月15日から9月4日までの間に行ったパブリックコメントで寄せられた69件の意見をまとめた資料2「PFIに関する公開意見募集の結果について」の説明がなされた。

委員からの主要な意見の概要は以下の通り。

【ガイドライン等の現場への浸透に関する認識について】

・（A専門委員）これまで内閣府やPFI推進委員会でガイドラインやマニュアルを整備してきており、枠組み、ルール作りはかなり進んでいると思う。ただ、それが特に地方自治体を中心とした発注の現場においてどれだけ浸透されているかという点に、今後の課題が残されていると思う。

・（B専門委員）その認識でよいのかは議論の余地がある。現場からすれば、政府のガイドラインの整備がまだ不十分だという意見もある。

・（A専門委員）民間事業者の認識としては、ガイドラインがいかに詳細であったとしても、あるいは崇高な理念が書いてあったとしても、現実には運用の問題は一概には論じられない。PFI事業に相当慣れている自治体と慣れていない自治体では異なるし、ある地域では常識であることが、他の地域では常識になっていないことがある。

・（B専門委員）それは、これから改善していかなければいけない点。イギリスの自治体では民間から来て活躍している人も多い。人事交流も必要かもしれない。

【情報のデータベース化、普及啓発手法について】

・（C専門委員）リスクのデータベース化を図り、今後の何かの判断のときの基本的資料にしていくということも報告書に明記していただきたい。

・(B 専門委員) リスクに限らず、データベース化等による情報の整理は必要である。ただ、場合によっては、やや問題のある事例もあるだろう。ある程度スクリーニングをしながら情報の制御をしていくという形も必要。

・(D 専門委員) 地方自治体への普及拡大を図るという意味で、地域完結型案件の進め方についてのネットワークづくり、ベストプラクティス等の参考事例の共有化について、論点として深めていくと良い効果が期待できるのではないかと。

・(I 専門委員) 知識、経験を共有化し、普及していく方法の一つとして、積極的なフォーラムの開催が効果的だと思う。

地方経済においては、地域金融機関が地域を取りまとめるのに重要な役割を担っていると思われる。地域金融機関に対する知識の普及を図るのが有効な方法だろう。

【インセンティブペイメントについて】

・(D 専門委員) モニタリングに関して、パブリックコメントの 35 番にあるペナルティとインセンティブとの組み合わせる方法は効果が期待できるのではないかと。

・(P 委員) モニタリングガイドラインを作成するとき、インセンティブについてもきちんと記載した方がよいという議論があったが、制度的な問題があり書けなかった。しかしその後、工夫をしてインセンティブを入れている事例が出てきている。ペナルティとインセンティブの関係をもう一度見直す必要があるかと思う。

・(C 専門委員) インセンティブペイメントについては、モニタリングガイドラインに、ポイントの小さな字でそういう「考え方もある」という弱い論調で書いてある。イギリスの道路の例では、交通事故が減ったり、バスの定時性が確保できたりしたときには、ボーナスが出る形があると聞いたことがある。

・(B 専門委員) モニタリングガイドラインの議論を行ったときに、インセンティブについて消極論の立場をとった身として申し上げたい。インセンティブ導入のためには、社会経済の情勢の変化によっては、要求水準のサービス自体が変動していくことが考えられること等、体系的に今後議論していくべきだと思う。安易なインセンティブの導入についてはいまだに賛成ではない。

・(G 委員) インセンティブの根拠となる経済的メリットとは何なのか、また情勢変化への対応など、分析が必要。また、インセンティブ、ボーナスを安易に払うような仕組みでは、PFIのそもそもの目的から外れてしまう危険性もある。

【裁定機関について】

・(E 専門委員) 中立的な裁定機関の必要性について資料 1 に記載されていたが、本当に議論しなければいけないのは、係争の考え方、手順、対応の仕方の選択肢といった係争の在り方についてである。裁定機関を作ることは将来的な目標であっても、今すぐ対応すべき目的ではない。

【支払メカニズム及びファイナンスについて】

・(H 専門委員) パブリックコメントの 31 番の施設のアベイラビリティに対する支払の概念を確立することが望ましいという点と、32 番の業績要求が満たされていな

い場合に業績評価に基づいて支払を変動させる仕組みという点は重要な論点だと思う。実際、極めて大きな建設コストをかけて造ったものがオペレーションのところであまりうまく、稼働率が極めて低いという例がある。

・(B 専門委員)パブリックコメントと資料1とを比較すると、パブリックコメントの方ではファイナンスに対していろいろと問題提起がされている。例えば、ユニタリーペイメントという形でペナルティを考える点や、SPCがどんな経営になっても、元本は金融機関に戻ると考えられており、ファイナンスの緊張感が喪失しているという点について、これから議論されていくべきだと思う。

・(D 専門委員)適切なリスク移転とは、元本が常に100%いつでも返ってくるというものばかりではないだろう。この点について、今後、議論を是非深めていきたい。

・(A 専門委員)今はユニタリーペイメントがない事例がほとんど。日本のPFIはBTOの施設整備型がかなり多く、完成して、引き渡された施設に対して、確定債権でサービス対価によって賄われるということが今の実務の主流になっている。金融機関からSPC向けに対する融資金のほとんどは施設整備費相当なので、スプレッドが相当低くなっているというのが現状。

(2) その他

事務局より、PFIの裾野を広げていく観点から、地域振興、地域間格差是正、国有財産の有効活用、地球環境問題の解決、防災関係等について、PFIの活用のお場がないかどうかの論点の提示を行った。

以上

[問合せ先]

内閣府 民間資金等活用事業推進室

TEL. 03-3581-9680,9681